

4 大学院学生の学業成績基準（授業料免除判定用）

研究科	学業成績基準
全研究科共通	<p>1 第1年次 入学試験の合格をもって基準を満たすものとする。</p> <p>2 第2年次以上 ①各研究科で定める標準修得単位数を修得した者、又は、修得した授業科目の学力評点により研究科長が学業優秀であると認めた者 ②標準修得単位数及び学業優秀の判定基準については、課程毎に定める。</p> <p>3 学力評点の順位を付ける対象学生数が1名の場合 上記1及び2①の基準により、判断する。</p>

医歯薬学総合研究科（博士前期2年の課程）	<p>1 第2年次 第1年次末までに標準修得単位数（6単位）を修得した者、又は、修得した授業科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。</p> <p>2 学力評点の算出方法 学力評点の算出方法は、次のとおりとする。</p> $\text{学力評点} = \frac{\text{AA の単位数} \times 4 + \text{A の単位数} \times 3 + \text{B の単位数} \times 2 + \text{C の単位数} \times 1}{\text{総修得単位数}}$
医歯薬学総合研究科（修士2年の課程）	<p>[保健学専攻]</p> <p>1 第2年次 第1年次末までに標準修得単位数を修得した者、又は、修得した授業科目の学力評点の順位が上位2分の1以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。</p> <p>2 学力評点の算出方法 学力評点の算出方法は、次のとおりとする。</p> $\text{学力評点} = \frac{\text{AA の単位数} \times 4 + \text{A の単位数} \times 3 + \text{B の単位数} \times 2 + \text{C の単位数} \times 1}{\text{総修得単位数}}$ <p>[災害・被ばく医療科学共同専攻]</p> <p>1 第2年次 第1年次末までに標準修得単位数（16単位）を修得した者、又は、修得した授業科目の学</p>

	<p>力評点の順位が上位 2 分の 1 以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。</p> <p>2 学力評点の算出方法 学力評点の算出方法は、次のとおりとする。</p> $\text{学力評点} = \frac{\text{AA の単位数} \times 4 + \text{A の単位数} \times 3 + \text{B の単位数} \times 2 + \text{C の単位数} \times 1}{\text{総修得単位数}}$
医歯薬学総合研究科 (博士後期3年の課程)	<p>1 第 2 年次以上 (1) 前年次末までに各年次において定めた標準修得単位数を修得した者、又は、修得した授業科目の学力評点の順位が各年次において上位 2 分の 1 以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。 (2) 各年次の標準修得単位数は、次のとおりとする。 第 2 年次 (4 単位) 第 3 年次 (8 単位)</p> <p>2 学力評点の算出方法 学力評点の算出方法は、次のとおりとする。</p> $\text{学力評点} = \frac{\text{AA の単位数} \times 4 + \text{A の単位数} \times 3 + \text{B の単位数} \times 2 + \text{C の単位数} \times 1}{\text{総修得単位数}}$
医歯薬学総合研究科 (博士課程)	<p>1 第 2 年次以上 (1) 前年次末までに各年次において定めた標準修得単位数を修得した者、又は、修得した授業科目の学力評点の順位が各年次において上位 2 分の 1 以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。 (2) 各年次の標準修得単位数は、次のとおりとする。 第 2 年次 (8 单位) 第 3 年次 (16 单位) 第 4 年次 (24 单位)</p> <p>2 学力評点の算出方法 学力評点の算出方法は、次のとおりとする。</p> $\text{学力評点} = \frac{\text{AA の単位数} \times 4 + \text{A の単位数} \times 3 + \text{B の単位数} \times 2 + \text{C の単位数} \times 1}{\text{総修得単位数}}$